原動機付自転車が市道上にある境界ブロックに乗り上 転倒した事故において道路の管理瑕疵が争われた事例

京都市道原付自転車転倒損害賠償請求事件

道路局道路交通管理課 岡崎

[一審判決] 一平成一七年七月二九日

京都地方裁判所 請求棄却 (確定)

きものである。 般の事情を総合考慮して具体的個別的に判断すべ 造物の構造、用法、場所的環境及び利用状況等諸 瑕疵とは、営造物が通常有すべき安全性を欠いて いることをいい、瑕疵があったか否かは、当該営 国家賠償法二条一項の営造物の設置又は管理の

の裁判所における判断を紹介することとする。 を取り上げ、 償法二条一項に基づき、損害賠償を請求した事件 に乗り上げ転倒した原告が、被告に対し、国家賠 被告が設置・管理する市道上にある境界ブロック 今回の事例紹介は、原動機付自転車を運転中、 道路の通常有すべき安全性について

事案の概要等

1 請求

払え。 対する支払済みまで年五分の割合による金員を支 被告は、原告に対し一、一八七万円及びこれに

2 事案の概要

ゥ

争いのない事実及び証拠により

(1)

並行する府道京都八幡木津自転車道線 という)及び、本件市道とその南側に隣接して (以下「本件ブロック」という)を設置・管理 「府道」という)を分離するために本件市道南 被告は、市道桂経七号線(以下「本件市道 (路側) に設置されている境界ブロック 容易に認められる事実 (以下

している地方公共団体である。

(2)が発生した。 次の交通事故 (以下「本件事故」という)

日時…平成一四年五月二九日 午後九時

1 場所…京都市西京区 場」という (以 下 「本件事故現

態様…原告が、原動機付自転車 の間に設けられた側帯部分 に左側端 において、 進行していた際、上記日時・ て、本件市道を東から西に向けて 「本件側帯」という)に進入したと 「本件事故車両」という)を運転し (南側) 対向車との離合のため に寄り、 府道と (以下 (以 下 場所

ころ、本件ブロックに乗り上げ転

主な争点と当事者の主張

1 主な争点

- 本件市道及び本件ブロックの設置・管理の

瑕疵の有無

- 2 因果関係
- 3 損害額【略】

当事者の主張

(1) 管理の瑕疵の有無)について 争点1(本件市道及び本件ブロックの設置

- 1 原告の主張
- 7 設置の瑕疵があったこと

ことから、本件市道を西から東に向けて走行 常期待されるべき安全性を備えるためには 故現場付近の本件市道及び本件ブロックが诵 する危険性が高かった。したがって、本件事 じ、南側にある白線を越えて雑草に分け入り、 側にある本件側帯に寄って走行する必要が生 る原動機付自転車が対向車と離合する際、 のため、本件市道を東から西に向けて走行す する自動車は、通常道路中央を走行する。そ 面の堤防になっているものの柵等がなかった 本件ブロックに乗り上げ転倒して事故が発生 本件市道の北側は、白線のすぐ外側が急斜

> 約六〇㎝の形状で路面との段差もさほどな 置し、さらに本件ブロックを本件側帯を示す 無月の夜間でも視認できるように、本件ブロ 本件市道を初めて通る人間が本件ブロックを れていなかった上、本件事故現場付近には街 ロックは、幅約一八㎝、高さ約一一㎝、長さ に設置する必要があった。ところが、本件ブ 白線から安全が確保される程度に離れた位置 ックには反射板、本件市道には街路灯等を設 路面と同系色の灰色で、反射板も設置さ

るのに、車道側は本件側帯を示す白線から一 から、本件ブロックは視認できない状態であ 路灯等がなく、無月の夜間は暗闇状態になる の運転者が上記白線付近を走行した場合は ○mないし一三mしかなく、原動機付自転車 は白線と本件ブロックの間が三○m以上もあ った。また、本件ブロックは、自転車通路側 ックの東端には多数の衝突痕が残っており てしまう位置関係にあった。現に、本件ブロ に南側に寄るだけで、本件ブロックに接触し 上記白線にわずかに前輪タイヤが触れる程度

> て発生したことを裏付けている。 故後も、本件ブロックへの衝突事故が反復し みに、その後反射板は破損しており、本件事 めの措置を講ずることも容易であった。ちな

疵があった。 には、通常有すべき安全性がなく、設置の瑕 以上によれば、本件市道及び本件ブロック

管理の瑕疵があったこと

すべきであった。 ためには、本件ブロック付近の雑草の除草を ロックが通常期待されるべき安全性を備える ら、本件事故現場付近の本件市道及び本件ブ 険が高く、かかる事故は予見可能であったか り隠れた本件ブロックに乗り上げ転倒する危 することも想定され、本件市道では雑草によ との離合等のために本件側帯に近づいて進行 することができ、また、その幅員から対向車 行い、本件ブロックが視認できるように管理 本件市道は、夜間も原動機付自転車が走行

クは雑草によって完全に覆われていて、本件 さを上回る雑草が繁茂し、一部の本件ブロッ おらず、相当量の草が茂っており、本件ブロ ックのほぼ全域にわたって本件ブロックの高 上もの長きにわたって除草措置を講じられて 二年)の一〇月ないし一一月頃から六ヵ月以 ところが、本件事故現場は、前年

(平成

件ブロックの両端のみ黄色に塗るなどしてお

故後、本件ブロックに反射板を設けたり、本 は予見可能であった。また、被告は、本件事

り、本件のような夜間衝突事故発生防止のた

事故が反復して発生していたから、上記危険

「豆」、豆豆、蛋白、ことはブロックを視認できない状態であった。

版に、原告が接触した本件ブロックが本件事故当時雑草に隠れて見えない状況にはなかったとしても、本件ブロックにはこれに密接して相当量の雑草が繁茂していたから、原告はもちろん一般人も、原告が接触した本件ブロック付近には雑草しか生えていないと認識することは不可能を強いることであり、雑草が繁茂するのを放置することは、本件ブロックにな、通常有すべき安全性はなく、管理のクには、通常有すべき安全性はなく、管理のクには、通常有すべき安全性はなく、管理の現疵があった。

② 被告の主張

争う。

ア 設置の瑕疵がないこと

和五一年頃に被告が府道を整備した際に、車離合できるだけの幅があった。したがって、
しても、原告は、減速又は一旦停止を行たとしても、原告は、減速又は一旦停止を行たとしても、原告は、減速又は一旦停止を行たとしても、原告は、減速では一旦停止を行たとしても、原告は、減速では一旦停止を行たとしても、原告は、減速であった。したがって、

道と自転車道を分離するために設置したものであるが、本件事故発生までに本件事故と同様の事故は一切報告されていない。したがって、本件市道及び本件ブロックには設置の瑕疵はなかった。原告は、本件ブロックに多数の衝突痕が存在すると主張するけれども、本件ブロックの傷跡が衝突痕であるか否かは判然としない。加えて、仮に衝突痕であったとしても、衝突痕は、通常車の接触事故や自損事故等運転手の不注意によって生じたものと考えられる。したがって、衝突痕があることをもって、本件市道及び本件ブロックの設置・管理に瑕疵があったということはできない。

次に、本件事故現場付近の本件市道に街路灯等が設置されていないが、本件事故現場付近の本件市道は、「道路照明施設置基準」造路局長名通達)で規定する道路照明を必要とする場所ではないから、設置されていないとする場所ではないから、設置されていないとする場所ではないから、設置されていないことをもって、通常有すべき安全性に欠ける

ことは容易であった。すなわち、道路運送車れば、本件ブロックを発見し衝突を回避する照灯を、点灯して前方を注視して走行していところで、原告は、法定速度を遵守し、前

は十分に可能であった。 障害物が設置されていることを予見すること り、これを分離するために本件ブロック等の るから、そこが車道と自転車道との境界であ 白線及び雑草の存在を認識したというのであ 分に可能であった。実際、原告は、前照灯を、 前に本件ブロックの存在を発見することは十 点灯して前方を注視して走行していれば、事 の直線で見通しの良い道路であり、前照灯を ロックを確認できるだけの性能を有する前照 ら、原告が運転していた本件事故車両の前面 前面には「夜間前方一五m(最高速度二〇 両の保安基準等によれば、原動機付自転車の 点灯しており、車道と自転車道の境界にある 本件事故現場付近の本件市道は、約四五〇m 灯が備えられていたと考えられる。そして、 にも少なくとも夜間に一五m手前から本件ブ 灯を備えなければならないとされているか 上の障害物を確認できる性能」を有する前照 ものにあっては、五○m)の距離にある交通 km /h以上の第二種原動機付自転車に備える

から、運転者としては、これらの事情を考慮しさなどのため非常に見えにくいものであるしさなどのため非常に見えにくいものであるをした。というであるがある。というでは、では、では、では、では、のでは、では、いいのでは、いいのでは、いいのでは、これらの事情を考慮している。というでは、これらの事情を考慮している。

本件ブロックに衝突したことになる。 える速度で、かつ、何ら減速措置を講じずに あるとすれば、原告は、時速二〇㎞/hを超 認識できたはずである。また、原告は、本件 すれば、手前の一番目又は二番目のブロック かかわらず、本件ブロックのうち二番目又は 低速で走行し、また、減速措置をとったにも っている。原告は、時速約二〇㎞/hという 告が主張する衝突地点及び転倒地点が事実で れた地点で転倒したと主張するが、仮に、原 ブロックに衝突した地点からおよそ三mも離 の横を通過した時点で本件ブロックの存在を 仮に原告が低速で走行し減速措置をとったと 三番目のブロックに衝突したと主張するが、 自車の速度を調整 (減速) する義務を負

Tion には、ままり置から、気力養力目伝真によって発生したものというべきである。明らかに原告の前方不注視と運転操作ミスに明らかに原告の前方不注視と運転操作ミスにしたがって、原告が通常払うべき注意をも

放につき予見可能性はない。は、予想し得ないものであったから、本件事は、予想し得ないものであったから、本件事よる通行が予定されていない府道に本件側帯よる通行が予定されていない府道に本件側帯

イ

管理の瑕疵がないこと

につき、設置・管理の瑕疵があると評価する

以上によれば、本件市道及び本件ブロック

月頃の除草から翌年の六月頃の除草までの期的に本件ブロック付近の雑草について除草の措置を講じていた(本件事故当時は、毎年六月頃、八月頃、一〇月又は一一月頃の年三回雑草について除草の措置を講じていた)。回雑草について除草の措置を講じていた)。回雑草について除草の措置を講じていた)。がた雑草を刈るために行うものであり、一一びた雑草を刈るために行うものであり、中三回程度定

て、本件ブロックの南側である自転車道側ク付近で雑草が繁茂していた場所は、主としら、被告が除草を怠っていたということはでら、被告が除草を怠っていたということはで

であり、管理の瑕疵はなかった。とあり、管理の瑕疵はなかった。したがって、本件市道及び本件ブロックは通常有すべき安全性を備えていたものから見ると、雑草の量は少なく、特に原告のから見ると、雑草の量は少なく、特に原告のから見ると、雑草の量は少なく、特に原告のであり、管理の瑕疵はなかった。

ことはできない。

(2) 争点2 (因果関係) について

① 原告の主張

上記各瑕疵と本件事故の発生には因果関係があなけます。 本件ブロックに気づくことができず、本件め、本件ブロックに気づくことができず、本件がは、原告が、本件側帯を示す白線を超えて雑草に分け入って走行したところ、同白線に近接して本件ブロックが設置されていたため、これに乗り上げて発生したものであるから、は、これに乗り上げて発生したものであるから、かいこれに乗り上げて発生したものであるから、本件事故は、原告が、本件市道及び本件ブロー本件事故は、原告が、本件市道及び本件ブローを作事故に、本件事故の発生には因果関係があ

る。

間がそれ以外の期間の除草のサイクルに比べ

③ 被告の主張

三 主な争点に対する裁判所の判断

主 文

(府道側)であり、本件市道側である車道側

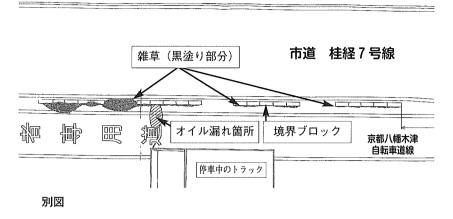
- 1 原告の請求を棄却する。
- 2 訴訟費用は原告の負担とする。
- 管理の瑕疵の有無)について- 争点1(本件市道及び本件ブロックの設置・

ることが必要である。そして、瑕疵があったは、営造物が通常有すべき安全性を欠いていば、営造物が通常有すべき安全性を欠いていいがあるというために(1)本件市道及び本件ブロックにつき、国家賠

個別的に判断すべきである。 見可能性等諸般の事情を総合検討して具体的場所的環境及び利用状況等、並びに事故の予か否かについては、当該営造物の構造、用法、

7

が認められる。 (2) 証拠及び弁論の全趣旨によれば、次の事実



本件市道は、桂川の堤防の上をアスファルト舗装された道路である。北側は堤防の端に接し、本件事故現場付近の本件市道の場所は本件市道の途中から作られた自転車歩行者専用道路であるアスファルト舗装された府道に接している。本件事故現場付近の本件市道のはおいては、ほぼ東西方向に走る直線道路である。

ある。 本件事故現場の状況は、別図のとおりで

本件市道(同図面では「市道桂経七号線」本件市道(同図面では「市道桂経七号線」本件市道には、本る。本件事故現場付近の本件市道には、本と記載されている)の幅員は四一〇㎝である。本件市道(同図面では「市道桂経七号線」

四西側からコンクリートブロック六個が縦 という)、 ロック六個が縦に連ねられて設置され ク西端の一六五㎝西側からコンクリートブ て構成されていた。 ートブロック五個が縦に連ねられて設置さ 「先頭のブロック」という」、先頭のブロッ cm 本件ブロックは、 (全長三〇七㎝、 このブロックを「二番目のブロック 縦六一cm、 一番目のブロック西端の一四七 高さ約一一㎝のコンクリ 以下、このブロックを、 東端には、 複数のブロックによっ 横 (幅) 一

> いる。 白色実線から本件ブロックの間は一〇mな クは、 目のブロックの西端から一五 クを「三番目のブロック」という)、 に連ねられて設置され 東端から一一m八〇㎝東で一点に収束して かうに従い幅が狭まり、先頭のブロックの ロックの東側の二本の白色実線は、 ックの間は三五㎝程度であった。先頭のブ 道側の二本の白色実線の間にあり、 コンクリートブロック六個が縦に連ねら いし一三で、 て設置されていた(以下、このブロックを 「四番目のブロック」という)。本件ブロッ 本件側帯を構成する本件市道側、 南側の白色実線から本件ブロ (以下、 このブロッ ㎝西側から 東に向 北側の 三番 府

を澄色に塗装している。
ない、本件事故発生後、先頭のブロックが、また、路面と同系色であった。なお、なが、また、路面と同系色であった。なお、なが、また、路面と同系色であった。なお、本件事故当時、本件ブロックを構成する

で、本件市道側には生えておらず、雑草が年五月三一日時点での本件ブロック付近の雑草の状態は、次のとおりであった。雑草の状態は、次のとおりであった。

二番目のブロック付近も、南側 (府道側)先頭のブロックを隠す状態ではなかった。

クを隠す状態ではなかった。には生えておらず、雑草が二番目のブロッに沿って雑草が生えているが、本件市道側

に沿って雑草が生えているが、本件市道側に沿って雑草が生えているが、本件市道側には生えておらず、雑草の量が先頭のブロック、二番目のブロックの南側(府道側)には生えておらず、雑草の量が先頭のブロミ、雑草が三番目のブロック付近も、南側(府道側)

度)までであった。

「三番目のブロックと四番目のブロックと四番目のブロックと四番目のブロックとの間の距離程度)、長径が一五一の程度(三番目のブロックと四番目のブロックとの目のでは、

ックの上にまで伸びているが、北側(本件(府道側)の白色実線の一部を覆い、ブロに沿って雑草が繁茂しており雑草が南側四番目のブロック付近は、南側(府道側)

市道側)には生えていない。

(府道側)に、本件事故車両から漏れ出し

工

オ 原告が本件市道を通行したのは、本件事故当日が初めてであった。原告は、本件事故車両を運転して桂川に架かる上野橋を北から南に渡り、上野橋の南詰めを右折して、本件市道を東から西に向けて走行していた。原告は、前照灯を点灯し、時速約二〇た。原告は、前照灯を点灯し、時速約二〇本件市道の南端に二本の白色実線が存在することに気付いた。

る。

> に、、 なお、原告は、対向車を発見したのと、 三番目のブロックと四番目のブロックとの間で半球状に繁茂していた雑草を見たのと、 と、どちらが先であったのか(前後関係) と、どちらが先であったのか(前後関係) と、どちらが先であったのか(前後関係) に、雑草が生えていたか否かは暗かったため覚えていないと供述する一方、三番目のブロックとの間に繁茂していた雑草の手前(東側) に、雑草が生えていたか否かは暗かったため覚えていたがと供述する一方、三番目のブロックとの間に繁茂していた雑草の両に対していた。 が覚えていないと供述する一方、三番目のがロックとの間に繁茂していた雑草の向こう側(西側)に草が生していた神草の一方、三番目のがロックとの間に繁茂が、 が関えていたのは見えた、本件ブロックは

また、原告は、本件事故現場付近では、 以上認定の事実関係によれば、本件事故現 場の事実を認めるに足りる証拠はない。 張の事実を認めるに足りる証拠はない。 また、原告は、本件事故現場付近では、

る自動車の一方が比較的大型の普通乗用自動場付近の本件市道は、北側が桂川の堤防の端側が近の本件市道は、北側が桂川の堤防の端の以上認定の事実関係によれば、本件事故現

車であったとしても、 他方が原動機付自転車

ども、走行する対向車双方が前照灯を点灯さ 等はなく、本件市道の北側は桂川であるから、 のと認められる。 より対向車と安全に離合することができるも 自車の前照灯又は ば、本件市道を走行する運転者は、夜間でも、 せ走行するという通常の事態を前提にすれ なら夜間暗闇であったことが推認されるけれ 本件事故発生日原告主張の通り無月であった と認められる。確かに、本件市道には街路灯 であれば、容易に離合することができるもの (及び) 対向車の前照灯に

ことがさほど困難であるとはいえないことか アスファルト舗装された本件市道と区別する なりの段差があるから、前照灯で照らせば ロックの高さは一一㎝あって本件市道とはか 反射して容易に視認することができること の間に設けられており、白色実線は前照灯に たけれども、本件ブロックは二本の白色実線 ず、かつ、各ブロックが道路と同系色であっ る各ブロックには反射板が設置されておら 一本の白色実線の間に設置されている本件ブ (現に原告も白色実線に気付いていたこと)、 前記認定のとおり、本件ブロックを構成す 自車の前照灯により本件ブロックを 本件市道を走行する運転者は、

> る。 容易に視認することができたものと認められ

は認めがたい。 とに何の困難もなかったものと認められる。 走行する運転者は、 ックを隠す状態にはなっていなかったから、 市道側)には生えておらず、雑草が本件ブロ 側)に雑草が生えていただけで、北側 乗り上げた三番目のブロックには南側 頭のブロック、二番目のブロック及び原告が 繁茂していたものの、本件ブロックのうち先 件事故が六月の除草の直前に発生し、雑草が 毎年年三回程度除草の措置を講じており、本 ブロック付近の雑草について、本件事故当時 本件市道を原告と同様東側から西側に向けて 以上によれば、本件市道及び本件ブロック さらに、前記認定のとおり、被告は、本件 通常有すべき安全性を欠いていたものと 本件ブロックに気付くこ (本件 (府道

茂していた雑草の向こう側 い茂っていたのは見えた、本件ブロックは暗 目のブロックと四番目のブロックとの間に繁 ったため覚えていないと供述する一方、三番 ブロックとの間に繁茂していた雑草の手前 判示のとおり、三番目のブロックと四番目の (東側)に、雑草が生えていたか否かは暗か そして、それにもかかわらず、原告は、 (西側) に草が生 前

> ため、 気を取られるなどして前方注視を欠いたた あるから、結局のところ、原告は、対向車に かったため見えなかったと供述しているので であるというほかはない。 気付かず、 色実線の間に設置されていた本件ブロックに 本件市道の南端部分(路側)の二本の白 本件ブロックに乗り上げ転倒したもの 北側の白色実線の上を踏み越えた

ったものと推認することはできない。 及び本件ブロックの設置又は管理に瑕疵があ とをもって、当該措置を講じる前は本件市道 路の管理者としてより安全な措置を講じたこ などの事故防止策をとっているけれども、 故発生後、先頭のブロックを橙色に塗装する なお、前記認定のとおり、被告は、本件事

以上の次第で、その余の点を判断するまでも 張を採用することはできない。 の設置・管理に瑕疵があったという原告の主 以上によれば、本件市道及び本件ブロック

3 結論

2

なく、

原告の請求は理由がない。

六一条を適用して、主文のとおり判決する。 からこれを棄却し、 よって、 原告の被告に対する請求は理由がない 訴訟費用の負担につき民訴法